

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課

「IT革命を推進するための電気通信事業
における競争政策の在り方」担当 御中

東北電力株式会社
企画部 佐々木裕司

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に関する意見

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」について、電気通信審議会特別部会で審議されるにあたり、論点の一部に対し以下の意見を述べさせていただきます。

情報通信技術（IT）は情報産業にとどまらず、すべての産業の向上並びに国民生活の質的向上をもたらす極めて重要な原動力であり、政府が中心となり推進に向けた取組みを行うことが必要不可欠であると認識している。

なかでも、IT時代に対応したネットワークインフラに関する競争環境の整備は、IT推進の上で重要な課題であると考えており、弊社としてもできる限りの協力をしていきたいと考えている。

今後、具体的な審議が行われるにあたり、既存の制度や実情を踏まえた上で特定の事業者へ負担のかかることのない、バランスの取れた競争環境を整備していただけるよう要望する。

具体的には、検討項目の「2 競争政策の基本的枠組み」における主な論点として「線路敷設の円滑化方策」が取り上げられているが、これについては以下のような現状と問題点があることに留意し審議されることを要望する。

通信事業者の当社設備への線路敷設に対するこれまでの対応

弊社はこれまで、近年の通信事業の急速な発展に対して、電力の安定供給のために設置した電柱・管路・洞道（以下「電柱等」）の有効活用により対応してきた。具体的には、電柱等に通信事業者のケーブル設置のためのスペースがある場合、利用を希望する事業者のほぼ全数についてご利用いただいている。

さらに設備の利用希望者からの申込みに公平かつ公正に対応するため、平成11年3月には電柱共架に関するパンフレットを作成し、また、平成12年6月には管路・洞道等に関するパンフレットも作成し、利用条件、利用のための手続き、利用料金等を公表している。

現在までのところ、こうした民間ベースでの自主的な対応による商取引が、利用者との間で大きな支障もなく行われている実態を鑑みると、現状においても、通信事業の発展のため電柱等の有効利用に協力しているものと考えている。

今年3月に公表された関係省庁会議によるレビュー会議でも、「線路敷設の円滑化が進展している現状等から、事業者に対して設備の提供を新たに義務付ける必要性は見出せなかった。」とされていることは、これを裏付けるものである。

「線路敷設の円滑化方策」の問題点

審議の論点として「線路敷設の円滑化方策」を取り上げているが、上記でも述べたとおり関係省庁会議においても「線路敷設の円滑化が進展している」としているなかで、さらにどのような方策について審議するのか疑問である。

仮に、「地域アクセス網における実質競争の実現方策に関する研究会」の報告書にあるような「具体的な法制化（電力等公益事業者が保有する設備の開放を義務付け）」を含むものであるとすれば、以下の観点から多くの問題があると考えている。

- ・「報告書」では、「電柱等が公益事業特権を背景に整備された」とされているが、私有地における電柱設置に際しては、電気事業者には電気通信事業法73条に定められた優先的な取扱いがなく、地権者との任意契約により設置しており、公益事業特権に基づくものではない。
- ・法制化等により、企業の所有する設備の開放を義務付けることは、私的財産権を制限し、営利活動を妨害することとなるとともに、通信設備の共架による地権者の負担感を増し、今後の電柱建設は一層困難化することも懸念される。
- ・民間の商取引において大きなトラブルがない中で、一方的に設備の開放を義務付けるような法制化の流れは、規制緩和、事後規制という社会的な潮流に逆行するものであると考えられる。
- ・電気事業者にとっては、電気の安定供給が第一の使命であり、そのための重要な設備である電柱等の安易な義務付けは、今後の設備形成の困難化を招くだけでなく、ひいては電力の安定供給に支障が生じるおそれもある。

以上の観点から、「線路敷設の円滑化方策」の審議にあたっては、当事者である電気事業者の自主的な対応をご理解いただき、現状と問題点を十分に把握された上で、合理的な方策を提言されるよう強く要望する。

以 上